

## 第6期障害福祉計画 成果目標の設定の考え方

## 1-① 施設入所者の地域生活への移行/入所者の削減数

国の指針	● 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から <u>1.6%以上</u> 削減することを基本とする。ただし、市町村において、令和元年度末までの実績が達成されないと見込まれる場合は、令和2年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定する。
府の指針	● 国基準に沿って、 <u>令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上</u> 削減することを基本に各市町村において目標を設定。
岸和田市	岸和田市の令和元年度末の入所者数は146人でその1.6%は3人であることから第6期計画（令和5年度末時点）における施設入所者の削減見込み数は3人となる。

## 1-② 施設入所者の地域生活への移行/地域移行者数

国の指針	● 令和5年度末時点で、 <u>令和元年度末の施設入所者数の6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本として目標設定する。ただし、現計画で定めた令和2年度までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。
府の指針	● 国基準に沿って、 <u>令和元年度末の施設入所者数の6%以上</u> が令和5年度末までに地域生活へ移行するよう市町村の目標を設定する。
岸和田市	岸和田市において、令和元年度末時点の施設入所者数は146人であり、その6%は9人であることから、第6期計画（令和5年度末時点）における地域移行者の見込み数は9人となる。

## 2-① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築/退院後1年以内の平均日数

国の指針	● 令和5年度時点で、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標設定する。
府の指針	● 国基準に沿った目標設定とし、令和5年度時点で、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標設定する。
岸和田市	(大阪府が提供する府単位のデータにより設定)

## 2-② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築/ 長期入院患者数

国の指針	● 国の定める算定式により算出した令和5年度末の精神病床における65歳以上/65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
府の指針	● 大阪府では令和5年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を8,688人として目標設定する。
岸和田市	(大阪府から提供されるが按分した市町村単位のデータをもとに設定)

## 2-③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築/ 早期退院率

国の指針	● 令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。
府の指針	● 国基準に沿った目標設定とし、令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。
岸和田市	(大阪府が提供する府単位のデータにより設定)

## 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	● 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
府の指針	● 国基準に沿った目標設定とし、各市町村または圏域に1つ以上を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。
岸和田市	岸和田市においては面的整備により地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討する。

#### 4-① 福祉施設から一般就労への移行／一般就労への移行者数の増加

国の指針	● 令和5年度中に一般就労に移行する者を、令和元年度実績の <u>1.27倍以上</u> とすることを基本とする。
府の指針	● 国基準に沿った目標設定とし、令和5年度中に一般就労へ移行する者の数を令和元年度実績の <u>1.27倍以上</u> とすることを基本とする。  <設定> 就労移行支援 令和元年度実績の1.30倍以上 就労継続支援 A型 令和元年度実績の1.26倍以上 就労継続支援 B型 令和元年度実績の1.23倍以上
岸和田市	(大阪府が提供する市町村単位のデータをもとに設定)

#### 4-② 福祉施設から一般就労への移行／就労定着支援事業の利用者数

国の指針	● 令和5年度時点における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち <u>7割</u> が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
府の指針	● 就労定着支援事業の利用者数については国基準に沿った目標設定とし、令和5年度時点における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち <u>7割</u> が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
岸和田市	● 福祉施設から一般就労への移行者の7割以上が就労定着支援事業を利用するとして目標を設定する。

#### 4-③ 福祉施設から一般就労への移行／就労定着支援事業所ごとの就労定着率

国の指針	● 令和5年度時点における就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の <u>7割以上</u> とすることを基本とする。
府の指針	● 就労定着支援事業の就労定着率についても国基準に沿った目標設定とし、就労定着率が8割以上の事業所を全体の <u>7割以上</u> とすることを基本とする。
岸和田市	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標として設定する。 (令和元年度末における就労定着支援事業所は2か所。令和2年10月における就労定着支援事業所は1か所)

## 5 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額(大阪府独自項目)

府の指針	● 大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援B型事業所の目標工賃を踏まえ設定。各市町村においては、大阪府の提供する令和5年度時点の工賃の平均額の見込みを参考に目標額を設定。
------	---

### <第5期計画の実績>

目標	令和2年度の工賃の平均額	15,867円	平成28年度の約20%増 (13,116円)
実績	令和元年度の工賃の平均額	14,523円	達成率：91.5%

【参考】平成30年度の工賃の平均額 14,266円。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	● 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
府の指針	● 国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに市町村が基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
岸和田市	岸和田市においては基幹相談支援センターを設置済み。

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の指針	● 令和5年度末までに、障害福祉サービスの等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
府の指針	● 市町村は報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携、適正な指導監査等の実施等について目標を設定し、研修等の実施により職員の資質の向上にも努められたい。
岸和田市	岸和田市においては大阪府及び岸和田市広域事業者指導課との連携により、事業者への適切な対応を進める。併せて、積極的な研修への参加に努める。

## 第2期障害児福祉計画 成果目標の設定の考え方

### 1-① 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について／児童発達支援センター

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</li> </ul>
府の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</li> </ul>
岸和田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立福祉総合センター内に児童発達支援センターとして、平成29年8月より市立総合通園センターを開設しており、地域支援の拠点としてサービスの充実を図る。</li> </ul>

### 1-② 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について／保育所等訪問支援

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</li> </ul>
府の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</li> </ul>
岸和田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立総合通園センターのほか、民間事業所2か所にて実施している。</li> </ul>

### 2-① 医療的ニーズへの対応／児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</li> </ul>
府の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、各市町村の重症心身障害児数に応じて、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置することを基本とする。大阪府の目標数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえて、市町村ごとに目標を設定されたい。</li> </ul>
岸和田市	(大阪府が提供する按分した市町村単位のデータをもとに設定)

## 2-② 医療的ニーズへの対応／医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

<p>国の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</li> </ul>
<p>府の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、大阪府と市町村（圏域でも可）がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。</li> </ul>
<p>岸和田市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所と連携し関係機関の協議の場を設置済み。コーディネーターの設置について検討していく。</li> </ul>